

13 環境省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1011010	広域認定制度の対象の緩和	現行の広域認定制度の対象が原則自社製品に限定されているため、これに他社製品を追加する。	<p>【実施内容】廃棄されている陶磁器製飲食器を自社製品のほか、一般家庭や飲食業者等の他社製品も含め回収(※1)し、この廃陶磁器製飲食器を50%配合する技術(※2)が開発できた事で、エコマーク付食器(「Re-食器」)が生産できる。このRe-食器を国内陶磁器生産高の約20%を占める駄知陶磁器工業組合(窯元約70社)が製造し、卸業者が販売及び普及させる。</p> <p>(※1) 既に取り組んでいる弊社の「オーシステム」を参考事例とし、廃陶磁器製飲食器(これまでリサイクル例が皆無であった強化磁器食器も含む。)を自治体、回収業者等と回収協定(契約)を締結する事で継続的に安定した回収を行う事ができる。</p> <p>(※2)平成23年度岐阜県セラミックス研究所が開発。焼成は1,150℃で可能となり、従来の1,300℃から150℃も低減、燃費は従来よりも約30%削減し、CO2削減で温暖化防止、循環型社会形成にも大きく貢献する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄食器の現状と課題は、他社製と混在し、自社製のみを取出す事が不可能なことである。一方でその課題は、駄知陶磁器工業組合主導の下、産地内で素材分別する事によりこの混在した廃棄食器の回収量を増やし、効率的にRe-食器を普及させる事で解決できるのである。よって、広域認定制度の対象に他社陶磁器製品を加える事が必要である。</li> <li>・廃棄食器を50%配合する技術は、世界に類をみない新技術であって単に他者製品を広域的に処理するものではなく、今後の全国陶磁器産地の経済活動活性化、食文化の伝承、雇用確保、後継者育成、環境教育、処分場延命にも貢献でき、「資源の大切さ」を万民に再認識させる事ができるのである。</li> </ul>		駄知陶磁器工業組合	岐阜県	環境省
1019010	工業団地における災害廃棄物の最終処分場の設置に関する規制の緩和	工場立地法に基づき、廃棄物の最終処分場等の生産施設以外の施設を工業団地内に設置することが規制されているが、災害廃棄物(災害廃棄物を処分するために処理したものを含む)の最終処分場については、工業団地の所在地を管轄している都道府県知事及び市町村長が土地利用に関して相当の余裕があると認めた場合に限り、規制を緩和して設置を認めることとする。	<p>廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づく国の廃棄物処理施設整備計画や都道府県の廃棄物処理計画、市町村の一般廃棄物処理計画等に基づいて設置が行われているが、残余年数を考えると十分に確保されているとは言えない状況にある。このため、大きな災害が発生した場合は、最終処分場が一気に不足することになり、被災地の復旧・復興が大きく遅れることになる。</p> <p>また、広域処理を行う場合、焼却炉等の能力に余裕がある場合であっても、焼却灰等の最終処分場が確保されていない場合は、既存の施設を活用できない状況に置かれることになる。</p> <p>しかし、物流の便が良く人口密集地から離れている工業団地が利用できるようになれば、地域住民との合意形成に費やす時間を大幅に削減することができるため、結果的に被災地の復旧・復興が早まることになる。また、団地内の土地に余裕がある場合は、最終処分場を建設するまでの間、工場誘致が決まっていなかったエリアを埋立廃棄物の仮置場として一時的に活用することができる。</p> <p>提案の理由:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東日本大震災のように想定外の災害が発生した場合は、がれき等を適正に処分するための最終処分場の確保が急務になる。</li> <li>2. 全国的にみると、工場の閉鎖や海外移転等により、将来的にも有効利用が困難と思われる工業団地が多数存在している。</li> </ol> <p>代替措置:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品加工等を主体とする工業団地は規制緩和の対象としない。</li> <li>2. 生ゴミや下水道汚泥等の有機物を埋め立てる最終処分場は規制緩和の対象としない。</li> <li>3. 設置が困難なために供給不足が予想される管理型最終処分場のうち廃棄物と雨水が接触しない被覆型のみを規制緩和の対象とする。</li> </ol>		アーバンシステム株式会社	東京都	経済産業省 環境省

13 環境省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1021010	地方公共団体(市町村)による「リスク管理の徹底」と「環境保全の確保」を前提とした無価値物(焼却残渣の処理物)であって一般廃棄物に該当するものの「自ら利用」の促進	地方公共団体による太陽光発電施設の建設に際して、当該地方公共団体の清掃工場から排出される焼却残渣の処理物(一般廃棄物)を、太陽電池パネルを設置するための盛土構造物の築造に用いる建設資材として当該地方公共団体が自ら利用する場合は、当該処理物が他人に有償譲渡できない「無価値物」であっても、建設資材として利用価値を有する「有用物」として扱うこととする。ただし、当該処理物の利用に当たっては廃棄物処理法の規定を準用した「リスク管理」を徹底することによって環境の保全上の支障を生じさせないことを条件とする。	<p>地方公共団体が自然エネルギーの普及・拡大を図るために自ら行う太陽光発電施設の建設に際して、住民が廃棄した一般廃棄物を循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)として自ら利用することにより、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す。</p> <p>具体的には、従来から汚染土壌のリスク管理型の利用方法として認められている「不溶化」及び「遮水工封じ込め」による盛土構造物の築造と同じ発想で焼却残渣の処理物を盛土材として利用し、築造した盛土構造物の法面に太陽電池パネルを設置することで環境の保全上の支障を生じさせない太陽光発電施設を建設することができる。</p> <p>提案の理由:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方自治法の管理下にある地方公共団体は、一般廃棄物がどのようなものであってもごんざいに扱うことはできない。またリスク管理を行う技術的及び経済的な能力を有している。</li> <li>2. 循環基本法の規定に基づく循環資源は、他人に有償譲渡できない一般廃棄物に該当するものであっても、利用に当たって環境の保全上の支障を生じさせないことが技術的及び経済的に担保されている場合は利用を行うことができる。</li> <li>3. 廃棄物処理法に地方公共団体による一般廃棄物の「自ら利用」を規制する規定はない。</li> </ol> <p>代替措置:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「利用」を行う前の焼却残渣の「再生」及び処理物の「保管」・「運搬」については廃棄物処理法の廃棄物として扱う。</li> <li>2. 処理物については盛土材としての性能を確保するとともに有害物質の溶出量を環境基準以下になるまで不溶化する。</li> <li>3. 処理物の「利用」については廃棄物処理法の規定に基づく管理型最終処分場(被覆型埋立地)の基準を準用して処理物を盛土構造物の中封じ込める。</li> </ol>		株式会社日本環境カルシウム研究所	神奈川県	環境省
1034070	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置に準じたうえで、知事による関係市町村の処理方針の調整を経て、大臣認定を受けた再生利用事業計画については、対象市町村の一般廃棄物収集運搬業許可を不要とするスキームを確立し、広域的な再生利用を推進する。	<p>一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする</p> <p>提案理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝等の廃棄物系バイオマスは薄く広く存在するため、事業を安定的に実施するには複数市町をまたぐ広域的な取組が不可欠。排出者と計画の策定・責任主体が異なるが、収集運搬業者と再生事業者の共同責任の下で利用先確保まで含めた計画とすることで、再生利用の取組は担保される</li> <li>・要望に対し国は市町村による一般廃棄物の再生利用指定制度を活用するよう回答しているが、本県の同制度の導入市町数は非常に少なく、導入済市町でも指定品目が統一しておらず、広域的な取組が困難である。同制度による広域的な取組事例がないのは、各市町村の対応を変えるのが困難なためである。</li> </ul>		兵庫県	兵庫県	環境省

13 環境省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1034080	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、鉄砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する	<p>狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、鉄砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する</p> <p>提案理由:                      ・銃刀法の実射試験に合格した鉄砲所持者に限り普遍的な基本操作についてのみ免除し、実際の猟野での発砲を想定した試験項目は従来どおり実施したうえで、試験実施手順の組み替えを行うことにより、受験者の負担軽減を図る                      ・銃刀法の検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格となることから、技能講習での基本操作の減点をもって、改めて狩猟免許試験での技能確認が必要とはいえない</p>		兵庫県	兵庫県	環境省
1034090	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	<p>農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区の全部又は一部区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ※)に関し、狩猟期間中に捕獲許可を受けずに「わな」による捕獲をすることができることとする</p> <p>※ 特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の顕著な狩猟鳥獣(シカ・イノシシ)を対象とする</p>	<p>・鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中に有害鳥獣捕獲許可を受けることなく捕獲できる特例を設ける</p> <p>提案理由:                      ・植付直後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による食害等を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これらによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている                      ・猟師の減少・高齢化により有害捕獲許可による十分な捕獲ができない現状に鑑み、区域・猟法等を限定した狩猟捕獲については一定程度の規制緩和を行うべき                      ・期間、地域を限定することにより現地の状況に応じた調整は十分可能である。被害地域では鳥獣保護区廃止意見が強く、一時的な捕獲を認めないことによりかえって鳥獣保護区の存続を困難にしている                      ・本提案は、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる</p>		兵庫県	28 兵庫県	環境省

13 環境省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1034100	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃によるシカの捕獲をできることとする	農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等について、夜間の銃の使用を可能とする	<p>日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等、使用場所を限定し、灯火するなどにより安全性を十分確保できるものについては、夜間においても銃器の使用を可能とする。</p> <p>提案理由：                      ・本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある                      ・過去発生した暴発事故は昼・夜間の太陽光か人工灯火の差を原因とするものではない                      ・餌付けを行った場所での射撃であり、照明及び遠隔カメラを用いることにより、射撃範囲内の人や動物の識別は、これまでの捕獲取組で確認できている                      ・使用場所を限定し、物事を明確に見分けられる距離、灯火を確保したもとで実施することから、安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また夜間に捕獲隊員が従事できるようになることから早期に農林業被害の減少を図る</p>		兵庫県	兵庫県	環境省
1034110	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する	<p>自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する</p> <p>提案理由：                      ・本県では、現在、次期地球温暖化防止推進計画について、国のエネルギー政策の動向等を注視しながら策定を検討しており、その中で、再生可能エネルギーの大幅導入を同計画に盛り込むことを考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する                      ・国の温室効果ガス削減の目標達成に向け、特に電力不足が懸念される現状においては、再生可能エネルギーの導入促進は必要不可欠な状況である                      ・その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、一定程度の規制緩和をすべきであり、風車の設置が周辺の風致・景観と調和する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである                      ・本提案は、「日本再生の基本戦略」において提言されている「エネルギー・環境政策の再設計」に関する再生可能エネルギーの導入促進に資するものである</p>		兵庫県	兵庫県	環境省

13 環境省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1035010	容器包装プラスチックとその他のプラスチックとの一括回収によるプラスチックのリサイクルの推進	容器包装プラスチックとその他のプラスチックとを一括回収したプラスチックを選別圧縮梱包したものを「混合プラスチック分別基準適合物」として、法律上の指定法人である財団法人容器包装リサイクル協会の入札対象とする。費用負担は、現行法で特定事業者が負担する容器包装比率90%を下回る部分を自治体の負担とする。	<p>実施内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、金属等が付着しておらず、汚れが少ないプラスチックのみを分別し、容器包装プラスチック(PETボトルは除く)を一括回収し、選別・圧縮梱包を行い、「混合プラスチック分別基準適合物」を製造し、再生処理事業者によりリサイクルする新たなリサイクルシステムを構築する。費用負担は、収集、選別・圧縮梱包、容器包装プラスチック以外のプラスチックのリサイクル費用は自治体負担とし、容器包装プラスチックは、特定事業者の負担とする。</li> <li>・製品プラスチック等の一括回収においても還付金制度は、引き続き適用されるように配慮して頂きたい。</li> </ul> <p>提案理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が容器包装プラスチックを分別収集し、その他のプラスチックは、他の可燃ごみとともに、燃えるごみとして焼却されているため、リサイクルを推進したい。</li> <li>・秋田県は、秋田市以外の市町村はすべて人口が10万人以下であるため、圧縮梱包、選別施設の整備が割高となり、容器包装プラスチックの分別収集が進んでいない。(法律では、30万人単位を想定している)</li> <li>・秋田県では、秋田エコタウン計画を2011年3月に策定しており、製品プラスチックのリサイクル推進をすることとしている。</li> <li>・秋田県では高齢者が多く、高齢者には、容器包装プラスチックのプラマークによる分別が困難であるため、プラスチックのみを分別する方がリサイクルが進みやすい。</li> <li>・本提案の効果としても、①化石燃料の節減、②CO2排出の削減、③資源リサイクル産業、リサイクル品利用産業の振興、④廃棄物のリサイクル促進が期待される。</li> </ul>	プラスチックごみの一括回収、リサイクルシステム	秋田エコブラッシュ株式会社	秋田県	経済産業省 環境省
1038010	容器包装リサイクル法における選別特化施設の位置づけ	現行法では大規模かつ高精度な選別のみを行う「選別特化施設」の位置づけがないため、一定の認定要件を満たしているものについては容リ法の枠組み内で選別特化施設が誕生し得るようにする。	<p>現行法プラスチック製容器包装について効率化の遅れている選別部門について投資の集中および合理化を進めることによって、社会的コスト(市町村負担コスト・特定事業者負担コスト)を減らすと同時にリサイクル製品の品質を向上させること等を通じて更なる環境負荷低減を実現させる。</p> <p>提案理由: 第20次提案では対応不可回答ではあったものの、選別特化施設の合理性を否定するものではなく、現行法との整合性や運用の仕方を問題にする回答であったため、本提案では現行法における運用と整合性を保ちつつ、特区において段階的な導入ができるための提案を中心とする。選別特化施設にはA.リサイクル製品の選別品目を細分化でき、品質を向上させることができる、B.材料リサイクル向けプラスチックとケミカル・サーマル向けプラスチックに分配することができる、C.市町村の選別・保管業務と再商品化事業者の選別工程を統合できる、というメリットがあり、状況に合わせてそれぞれを段階的に導入することを提案する。これらA～Cの詳細や代替措置については別紙にまとめた。</p> <p>これらA～Cのうちどの部分まで対応可能なかを含めて回答をいただきたい。</p>		株式会社エコデリック、明円工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省